

第2章 全体構想

2-1 都市づくりの基本的な考え方

2-2 分野別都市づくり計画

第2章 全体構想

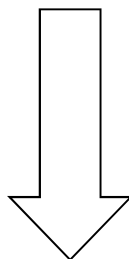
2-1 都市づくりの基本的な考え方

2-1-1 都市づくりの基本理念

都市づくりの基本理念は、市民や事業者などと行政が共有する都市づくりの基本的な考え方であり、第7次岡崎市総合計画との整合を図ったうえで、次のように設定します。

一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき

＜第7次岡崎市総合計画における将来都市像＞



都市づくりの基本理念

自然・歴史・文化を礎に

新たな暮らしと活力を創造する風格ある都市 岡崎

都市づくりの基本理念は、第7次岡崎市総合計画が目指す将来都市像を実現するための都市計画に関する基本的な考え方で、本市固有の資源である「自然・歴史・文化」を守り、生かしながら、魅力ある住みやすい暮らしを「新たな暮らし」とし、積極的に機能強化を図り産業振興などを推進する「活力」を創造することで、本市独自の都市構造※が構成される「風格ある都市」を目指します。

コラム 岡崎市の風格

本市は、三河山地から連なる豊かな緑と矢作川や乙川の清流など地形の起伏に富み、四季の移ろいを際立たせる自然環境を背景に、矢作川流域で人の営みが始まりました。また古来より交通の要衝として、古代には三河国の成立、中世には源氏・足利氏の武家文化の重要拠点、そして近世には江戸幕府の礎を築いた徳川家康公の生誕の地・岡崎城下町として栄えてきました。現在も13件もの国の文化財指定を受けた建造物を有するとともに、八丁味噌などの伝統産業、花火や山車が練り歩く祭りなどの祭礼行事が営まれており、西三河地方の拠点として、数多くの歴史文化資産が育まれてきた都市です。

本市には、こうした歴史や伝統を反映した人々の活動と、歴史的な建造物が一体となって形成された良好な市街地の環境があり、こうしたことを都市の風格として表現しています。



岡崎城天守（景観重要建造物）

2-1-2 都市像と都市づくりの目標

都市づくりの主要課題に対する都市像と都市づくりの目標を設定します。

都市づくりの主要課題（第1章主要課題を簡略表記）

都市像と都市づくりの目標（括弧内は主要課題の番号）

1 広域的なネットワークの変化への対応

課題の概要

- ① 基幹産業の機能強化・集積のための用地確保と基盤整備による西三河都市計画区域※の拠点の確立
- ② 持続可能な産業構造の構築による、更なる地域経済の発展
- ③ 広域的なネットワークを生かした観光産業の発展

【都市像1】

新たな活力を創造する都市

- 目標1 新たな企業用地確保とその周辺の基盤整備による西三河都市計画区域の拠点としての機能の強化(①)
- 目標2 市内企業の産業競争力の向上(②)
- 目標3 駅や駅周辺の都市機能強化による産業振興(③)

2 コンパクトでスマートな都市づくりへの対応

課題の概要

- ④ 過度に自動車に頼らない都市構造※へのシフト
- ⑤ 働く場の確保と居住環境※の維持・向上、それらをつなぐネットワークの構築
- ⑥ 既存ストック※を活用した地域コミュニティ※の維持・再生
- ⑦ 生活拠点の形成と都心※部とのネットワーク化
- ⑧ 郊外部や山間部の自然環境の保全と無秩序な市街化の抑制
- ⑨ 新技術の積極的な導入によるコンパクトなまちづくりへの取組み

【都市像2】

将来にわたって持続可能な都市

- 目標1 コンパクト・プラス・ネットワーク※の取組みによる持続可能な都市構造※への転換(④⑤⑦⑧)
- 目標2 公民連携まちづくり※や既存ストック※の効率的な利活用の推進(⑥)
- 目標3 地域コミュニティの維持(⑥⑦)
- 目標4 自然環境と調和した都市づくり(⑧)
- 目標5 新技術導入による持続可能な都市の実現(⑨)

3 住み続けられる居住環境の質の向上への対応

課題の概要

- ⑩ 快適な暮らしや「新たな日常」に対応する都市機能※などの充実
- ⑪ 居住場所と働く場が近接したアクセス性の良い環境の創出
- ⑫ 緑やオープンスペース※が身近にある質の高いまちの形成
- ⑬ 歴史・文化などの地域資源を生かした風格あるまちの形成
- ⑭ 歩いて暮らせるまちなかや拠点での暮らしの質の向上
- ⑮ 歩行者優先のまちづくり

【都市像3】

住みやすい、住み続けられる都市

- 目標1 暮らしやすさと豊かさを実感できる快適な居住環境※の創造(⑩⑪⑭)
- 目標2 地域資源を生かした魅力ある生活空間づくりの推進(⑫⑬)
- 目標3 誰にもやさしい交通環境の整備(⑩⑪⑭⑮)

4 自然・歴史・文化を生かした都市の活性化、観光振興への対応

課題の概要

- ⑯ QURUWA戦略などの事業による都市の活性化を契機とした観光産業の推進
- ⑰ 地域の交流の促進と賑わいづくり
- ⑱ 地域資源を活用した魅力ある公共空間の整備の推進

【都市像4】

自然・歴史・文化の趣を実感できる都市

- 目標1 地域資源を活用した観光まちづくりの推進(⑯⑰)
- 目標2 賑わい・交流を促進する環境の創造(⑰)
- 目標3 地域資源のリデザイン※による魅力ある公共空間の整備(⑱)

5 大規模自然災害などに備えた安全で安心な都市づくりへの対応

課題の概要

- ⑲ 災害に備えたハード対策とソフト対策による被害を最小限に抑える取組み
- ⑳ 業務・事業BCP※策定の推進や防災意識の向上などの対策

【都市像5】

安全安心に暮らせる都市

- 目標1 防災機能の強化により誰もが安全で安心に暮らせる市街地の形成(⑲)
- 目標2 被害を最小限に抑制するため市民や事業者などと行政が一体となった防災力の強化(⑳)

【都市像1】 新たな活力を創造する都市

目標1 新たな企業用地確保とその周辺の基盤整備による西三河都市計画区域の拠点としての機能の強化

中部国際空港やリニア中央新幹線、東海道新幹線、東名高速道路、新東名高速道路などの広域的な交通ネットワークの変化を本市の産業の活性化の好機と捉え、産業立地のための用地確保や既存の産業用地周辺の基盤を強化することにより、新たな活力を創造します。

目標2 市内企業の産業競争力の向上

本市の成長を支えるものづくり産業や既存産業の競争力の向上を図るため、産業集積を推進するとともに道路ネットワークの構築に取り組めます。

目標3 駅や駅周辺の都市機能※強化による産業振興

中心部における歴史性と高い利便性を生かし、オフィスやホテル、飲食、商業などの賑わいと交流を創出する施設、教育施設、子育て支援施設、これらの複合施設の立地を誘導することで、駅や駅周辺の都市機能をさらに強化し産業の振興を図ることにより、西三河都市計画区域の拠点として地域を支えます。

【都市像2】 将来にわたって持続可能な都市**目標1 コンパクト・プラス・ネットワーク※の取組みによる持続可能な都市構造※への転換**

鉄道駅やバス停を核とした各地域の拠点を中心に、暮らしやすい生活圏を形成し、中心部では、高度な都市機能の集積と賑わいや交流の創出により、新型コロナ危機を契機として生じた変化にも対応した持続可能な都市づくりを進めます。

誰もが快適に安心して移動できる交通環境を形成するため、幹線道路の整備促進のほか公共交通網の確保・維持を図ります。

目標2 公民連携まちづくり※や既存ストック※の効率的な利活用の推進

道路や公園などの公共空間を、市民や事業者などが活用・管理の一部を担う公民連携のまちづくりを進めるとともに、市民活動や事業活動による既存ストックの効率的な利活用を推進し、まちの賑わいや地域コミュニティ※の維持・再生を図ります。

目標3 地域コミュニティの維持

都市のスポンジ化※対策に取り組むとともに、中山間部の集落などでは生活に必要な機能確保することで、地域に根付く歴史や伝統が継続するよう地域コミュニティの維持を図ります。

目標4 自然環境と調和した都市づくり

森林や農地、河川といった自然環境の保全と調和のため、市域全体で自然環境への負荷が少ない都市づくりを進めます。

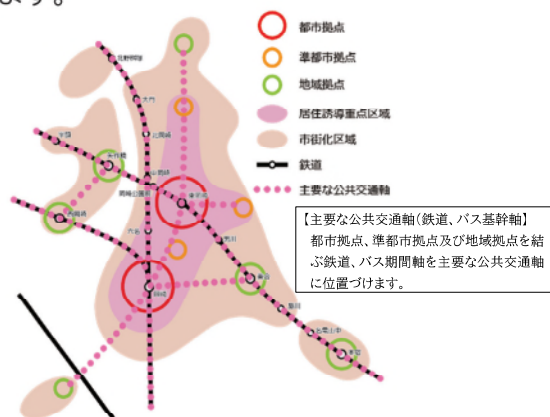
目標5 新技術導入による持続可能な都市の実現

I o T※やA I※などの新技術を活用したM a a S※、D X※といった新しい考え方を市民や事業者などと行政が連携しながらまちづくりに活用し、環境、防犯、交通、福祉、健康、防災といった様々な課題に取り組むことで、ライフスタイルの変化にも対応した持続可能な都市の実現を目指します。

コラム コンパクト・プラス・ネットワーク※

人口減少・超高齢社会が進むこれからの時代は、医療・福祉施設、商業施設などの都市機能※や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が過度に自動車に頼ることなく、鉄道やバスなどの地域公共交通によりこれらの生活利便施設を利用できるといった、都市づくりの考え方が重要となっています。

本市では、将来の人口減少に備え、長期的かつ緩やかに都市機能と居住を誘導することにより、市民が引き続き快適な暮らしを継続することができる持続可能な都市構造※にしていいため岡崎市立地適正化計画を2019年3月に改定しました。この計画での取組みは、国土交通省から2019年にコンパクト・プラス・ネットワークのモデル都市に選ばれました。



資料：岡崎市立地適正化計画
「拠点と主要な公共交通軸の配置イメージ」

【都市像3】 住みやすい、住み続けられる都市**目標1 暮らしやすさと豊かさを実感できる快適な居住環境※の創造**

教育や文化、医療、福祉、商業などを生活の身近なところで利用できるよう都市機能※の誘導や、歩行者空間のユニバーサルデザイン※化などの都市基盤※の高質化を図り、子どもから高齢者まで誰もが住みやすい、ライフスタイルの変化にも対応した住み続けられる都市を創造します。

若者から高齢者まで性別を問わず、住まいに身近な場所で働くことが可能な職住近接の市街地を配置します。

目標2 地域資源を生かした魅力ある生活空間づくりの推進

本市固有の自然・歴史・文化といった地域資源を守り伝えるとともに、その魅力を生かすことで暮らしにゆとりと安らぎがあふれる生活空間を創造します。

目標3 誰にもやさしい交通環境の整備

通学路の安全対策、自転車通行空間の確保やネットワーク化、誰もが使いやすい公共交通の充実や新技術の導入などにより、歩行者が安全で安心して快適に移動することができるまちづくりを推進します。

【都市像4】 自然・歴史・文化の趣を実感できる都市

目標1 地域資源を活用した観光まちづくりの推進

本市の豊富な自然・歴史・文化といった地域資源を、市民自ら活用、発信することで、市民も来訪者も楽しむことができる観光まちづくりを推進します。

目標2 賑わい・交流を促進する環境の創造

市内に広く分布する本市ならではの地域資源の回遊性を高め、まちに賑わいと活気を生み出し、市全体での交流を創造します。

目標3 地域資源のリデザイン※による魅力ある公共空間の整備

自然・歴史・文化といった地域資源をリデザインし、魅力ある公共空間の整備を推進します。

【都市像5】 安全安心に暮らせる都市

目標1 防災機能の強化により誰もが安全で安心に暮らせる市街地の形成

地震や火災による被害を防ぐため、道路や公園などのオープンスペース※の確保や密集する市街地の環境改善、都市基盤※の整備や耐震化の推進、建築物の耐震化、不燃化の促進など、市街地の防災機能の強化を進めます。

台風などの大雨や集中豪雨が懸念される中、河川改修や治山・砂防事業を促進し、都市型水害や地すべりなどに対応するハード・ソフト施策を進めます。

本市は日本のものづくり産業を支える地域であり、インフラ※の老朽化対策と合わせて、災害に強く早期回復ができる都市づくりを目指します。

目標2 被害を最小限に抑制するため市民や事業者などと行政が一体となった防災力の強化

ハード対策で守りきれない災害は必ず発生します。災害が発生した場合にその被害を最小限に抑制するため、ハード対策とともに、災害リスクの周知といった市民や事業者などと行政が一体となった防災体制の構築などのソフト対策を進めます。また、土地利用※の規制・誘導により、市民や事業者などの安全の確保を図ります。

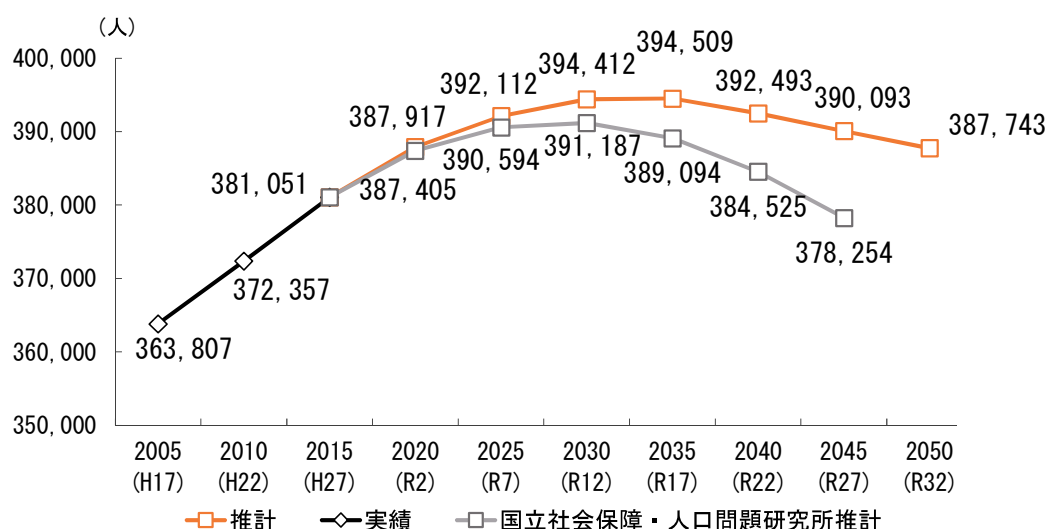
2-1-3 将来の土地利用フレーム※

将来の市街化区域※の面積を検討するため、人口と産業の2つの視点から必要な面積規模を算出します。

(1) 将来人口の考え方

本市の人口は、2015（平成27）年時点の381,051人から目標年度の2030（令和12）年で394,412人に増加し、2035（令和17）年にピークを向かえることが推計されています。

第7次岡崎市総合計画における人口推計（総人口）



資料：第7次岡崎市総合計画検討資料（令和元年）

(2) 将来産業規模の考え方

将来産業規模は、「将来の市内総生産」から算出し、過去の実績と愛知県における本市の産業の役割や今後の施策・事業などを鑑みて設定します。市内総生産は2014（平成26）年時点の1兆2,654億6,100万円（実績値）から、目標年度の2030（令和12）年までに1兆5,807億2,400万円に増加することが推計されます。

市内総生産の推計

	2014 (H26)	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)
市内総生産（百万円）	1,265,461	1,283,177	1,375,550	1,474,573	1,580,724

資料：「愛知県市町村内総生産」を基に推計（令和元年）

（3）土地利用フレーム※

① 住宅地

将来人口から2030（令和12）年の市街化区域※の人口を推計し、現在の市街化区域での人口配置を検討すると、低未利用地※の活用や中心部・鉄道駅周辺での土地の高度利用※を想定した場合でも、新たに 151ha 程度の住宅地が必要となります。

② 産業地（工業地、商業地を含む）

将来の産業規模から推計すると、2030（令和12）年時点で、新たに 97ha 程度の産業地が必要となります。

2-1-4 将来都市構造

(1) 将来都市構造の考え方

将来都市構造は、都市構造を構成する「土地利用※（ゾーン※）」「拠点」「軸」を用いて、将来の都市の目指すべき姿を表現するものです。

本市の地勢、社会情勢、5つの都市像を踏まえ、次の①から⑤の考え方により、本市の将来都市像を設定します。

① 産業機能、商業機能を中心にその周囲に居住エリアが広がる都市構造

本市の都市機能※は、東岡崎駅周辺を中心として東西と南北方向に伸びる都市軸に沿った市街地中心部に、商業系や工業系用途が広がり、その周囲に住居系用途を配置した住・商・工のバランスがとれた産業機能調和型都市構造となっています。「都市像1 新たな活力を創造する都市」を踏まえ、将来的にもこの都市構造を踏襲し、新たな産業用地を市内の適所に検討していきます。

② 鉄道駅などを拠点とした集約型都市構造

立地適正化計画に基づき、多様な世代の居住に対応するため、移動手段やサービス機能が充実し、人口が集積する鉄道駅周辺や主要バス停といった公共交通の利便性の高いエリアを拠点としたコンパクトな都市構造を目指します。東岡崎駅、岡崎駅周辺の都市拠点では、土地の高度利用※化、高密度化を促進し、高次都市機能※の充実を図ります。また、その他の鉄道駅を地域拠点や交通拠点として位置づけ、居住誘導区域の核を形成します。

③ 集落エリアの生活サービス水準の維持を目指す生活拠点

市街化調整区域※や都市計画区域※外の人口密度が低く分散して居住する地域では、地域が主体となって各地域に見合った拠点を形成し必要な機能を集積させるなど、地域の中心的なエリアを形成することにより生活サービス水準の維持を図ります。また、集落エリア周辺の森林や農地、水辺などの保全に取り組めます。

④ 地域ネットワークと市民が移動しやすい都市の形成

市内各所の拠点を連携させるため、道路ネットワークの整備や公共交通網の設定に加え、市民や来訪者が円滑に目的地に移動できる環境の構築を検討します。

⑤ 様々な課題に対応でき、持続可能な社会を実現するスマートシティ※の導入

まちづくりの中で、環境、防犯、交通、福祉、健康、防災といった様々な課題に対応できる質の高い都市基盤※が整ったスマートシティの導入を検討します。

(2) 将来都市構造の設定

(1) 将来都市構造の考え方に基づいて「土地利用※（ゾーン※）」「拠点」「軸」を設定します。

① 土地利用（ゾーン）

「土地利用（ゾーン）」では、現況の土地利用や地形を踏まえ、市街地、郊外部、山間部の土地利用の区分を明確化し、都市環境と自然環境が調和した都市構造※を目指します。

ゾーン名	考え方
市街地ゾーン	市街地では、計画的な都市基盤※整備、低未利用地※の有効活用などにより、市民の多様なニーズを踏まえた、快適な居住環境※の創出を図ります。また、大規模な工業団地などが集積する地区では、工業機能の高度化や集積強化、魅力ある就業環境の創出を図ります。
農住環境保全ゾーン	既存集落地周辺の優良農地※が連たんする地域では、生業としての農業を維持するため優良農地の保全と計画的な生産基盤の整備を進めます。また、魅力ある生活空間を創出するため、既存集落地の生活環境※の整備や田園環境に親しむ交流環境づくりなど、農業と居住環境が調和した土地利用を進めます。
自然環境保全ゾーン	市街地周辺の森林、農地、河川などは本市の都市構造を支える重要な要素であり、無秩序な市街化を抑制し、その自然環境などの保全を図ります。また、既存集落地などにおける生活環境の充実や、自然を生かした交流空間などの市民が憩える場を創出するなど、自然と共生する地域づくりを進めます。
森林環境ゾーン	水源地域を形成する森林地域では、水源涵養機能※や特色ある農林水産資源の保全に努めるとともに、地域資源である豊富な自然を活用した観光産業や林業の振興、交流環境づくりによる賑わいと活気を創出するといった森林と共生する地域づくりを進めます。
都心ゾーン	乙川リバーフロント地区を中心とした東岡崎駅周辺から岡崎駅周辺を結ぶ区域では都心ゾーンとして、居住機能、商業・業務機能、文化・交流機能、行政機能などの複合的な高次都市機能※の集約を進めるとともに土地の高度利用※を誘導します。また区域内に点在する自然・歴史・文化といった地域資源を生かしつつ、公民連携により新しい暮らし方や働き方、遊び方を楽しむまちを創り出し、西三河都市計画区域の拠点にふさわしい賑わいと交流の都心※づくりを図ります。
職住調和ゾーン	市街地周辺に配置し、産業機能を維持し働く場と居住の調和を図ります。

② 拠点

「拠点」では、立地適正化計画と整合を図りながら、鉄道駅などの交通結節点を中心にして都市機能^{*}を集約し、それら拠点が相互に連携、補完できるような効率的な都市構造^{*}を目指します。

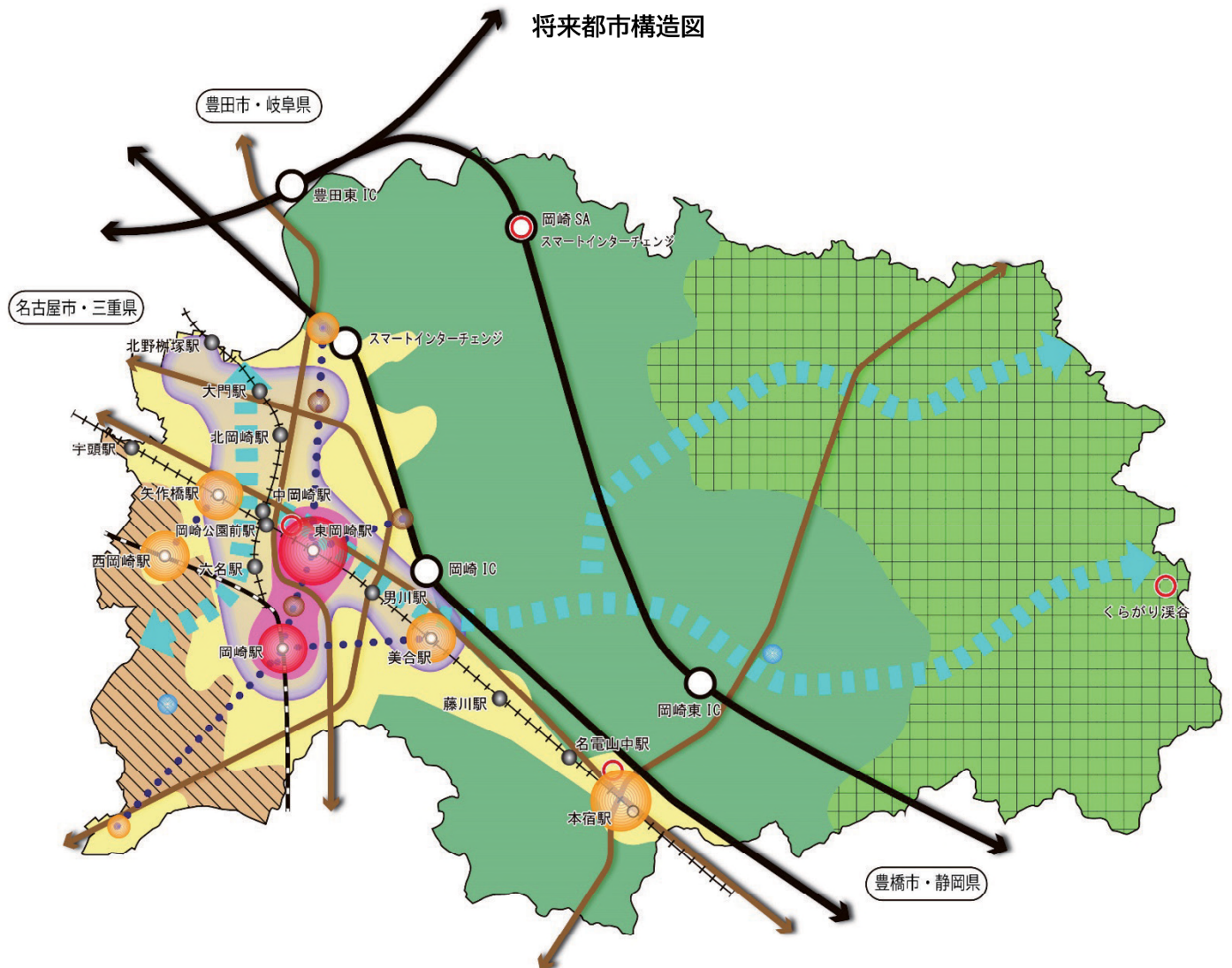
拠点名	拠点の定義	該当する箇所
都市拠点 (2カ所)	本市の中心であり、市内外の広域的な圏域を想定した拠点	東岡崎駅周辺、岡崎駅周辺
準都市拠点 (3カ所)	都市拠点とともに、比較的広域から人が集まる圏域を想定した拠点	大樹寺バスターミナル周辺、欠町・洞町周辺、戸崎町周辺
地域拠点 (6カ所)	市街化区域 [*] 内で概ね支所圏域を対象とした公共交通機関を利用して都心ゾーンにアクセスすることができる鉄道駅周辺、主要なバス停周辺とした拠点	美合駅周辺、本宿駅周辺、矢作橋駅周辺、西岡崎駅周辺、岩津バス停周辺、中島バス停周辺
地区拠点 (2カ所)	地区の日常生活圏の中心となり、地域拠点を補完する拠点	六ツ美市民センター周辺、額田センター周辺
広域観光交流拠点 (4カ所)	広域交通の優位性や地域資源を活用した多様な広域交流の拠点	岡崎城周辺、本宿駅西周辺、岡崎SA周辺、くらがり溪谷周辺
交通拠点 (10カ所)	日常生活に密接する鉄道駅を中心とした拠点	宇頭駅、岡崎公園前駅、男川駅、藤川駅、名電山中駅、北野柵塚駅、大門駅、北岡崎駅、中岡崎駅、六名駅
生活拠点	市街化調整区域 [*] や都市計画区域 [*] 外で生活する上で必要となる機能やサービスがある拠点	今後、地元を主体として機能や位置を検討

③ 軸

「軸」では、自然や交通に係るものを設定し、自然に係る軸は本市を代表する水資源を位置づけ、人と自然が共生し交流できる空間とします。交通に係る軸は市内外や市内各所を円滑に連絡する鉄道、バス、道路を設定し、特に鉄道は公共交通の要として拠点間を連絡し、拠点形成ひいては効率的な都市づくりに向けての重要な軸として設定します。

軸名	軸の定義	該当する箇所
親水交流軸	自然環境の保全を図り、水辺景観を生かした市民の交流、自然体験、スポーツ・レクリエーションの空間	矢作川、乙川、男川の周辺
公共交通軸 (鉄道・バス)	交通に係る各拠点を結ぶ鉄道、バス基幹軸	名鉄名古屋本線、JR東海道本線、愛知環状鉄道、市街地を南北に貫く基幹的バス路線、矢作橋駅と西岡崎駅、岡崎駅と美合駅、東岡崎駅と準都市拠点(欠町・洞町周辺)をつなぐバス路線
広域道路軸 幹線道路軸	ヒト・モノ・情報などの交流や産業を支える利便性と快適性を備えた主要な道路ネットワーク	高速道路、市街地の中心部で交差する国道1号と248号、中心部を取り巻く環状道路、その他周辺都市や市内各地域を連絡する幹線道路など

将来都市構造図



凡例

- | | |
|-----------|-----------|
| 市街地ゾーン | 都市拠点 |
| 農住環境保全ゾーン | 準都市拠点 |
| 自然環境保全ゾーン | 地域拠点 |
| 森林環境ゾーン | 地区拠点 |
| 都心ゾーン | 広域観光交流拠点 |
| 職住調和ゾーン | 交通拠点 |
| | 親水交流軸 |
| | 公共交通軸(鉄道) |
| | 公共交通軸(バス) |
| | 広域道路軸 |
| | 幹線道路軸 |

コラム 都心ゾーン

都心ゾーンは、東岡崎駅周辺から岡崎駅周辺にかけての本市の骨格を成す都市構造※上重要なエリアです。ここでは、西三河地域の広域的な拠点として、自然・歴史・文化といった地域資源を生かして居住機能や商業・業務機能、文化・交流機能、行政機能など複合的な高次都市機能※の集積と土地の高度利用※化を進め、便利で快適な都心※づくりを目指します。

また、QURUWA戦略をはじめとする公民連携の様々な取組みをとおして、まちの活性化を図っていきます。



都心ゾーンにおける土地利用※のイメージ

2-2 分野別都市づくり計画

2-2-1 分野別都市づくりの体系

分野別都市づくり計画では、将来都市像を目指した都市づくりを進めるため、7つ（土地利用、市街地整備、道路・公共交通、公園・緑地、河川・上下水道、景観・自然環境、防災）に区分した分野別都市づくりの基本方針を定めます。この基本方針に基づいて、具体的な施策・事業を展開します。

また、基本方針と都市づくりの目標との関係は分野毎に整理し、横断的な施策展開に努めます。

分野	基本方針
土地利用※	1 地域の特性に応じた良質な居住環境※の形成 2 乙川リバーフロント地区の整備による賑わいと活力の創出 3 地域の特性に応じた都市機能※の導入・集積による利便性の高い市街地の形成 4 多様な交流の拡大に資する観光産業交流機能の誘導 5 産業振興に資する産業用地の確保・誘導 6 土地利用混在箇所※の相互の調和による操業環境・居住環境の確保 7 無秩序な市街地拡大の抑制と市街化調整区域※、都市計画区域※外の自然環境の保全
市街地整備※	1 都市拠点などにおける都市機能の更新や地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成 2 産業用地の整備 3 土地区画整理事業※などの確実な推進による良好な市街地の形成 4 低未利用地※などの利活用の推進
道路・公共交通	1 広域道路網※の整備促進、幹線道路網の強化、身近な道路の整備推進 2 安全で快適な歩行者、自転車通行空間の確保 3 鉄道やバス、次世代モビリティ※などの連携による公共交通ネットワークの構築 4 交通結節点の利便性向上のための環境整備、ユニバーサルデザイン※化の推進 5 都市経営の観点からのインフラ※管理の推進
公園・緑地	1 生活に密着した公園の整備推進 2 風致地区※や生産緑地※、社寺林などの自然環境の保全 3 長期未整備の都市公園の計画など見直し 4 公民連携も含めた適切な維持管理・利活用の推進
河川・上下水道	1 治水・浸水対策の強化 2 河川の良い水質の確保 3 自然環境に配慮した川づくり 4 親水性の高い水辺空間の創出と活用 5 施設の適切な維持管理と計画的な更新
景観・自然環境	1 景観計画に基づく歴史・文化資源や景観の保全 2 歴史・文化資源のネットワーク化による観光振興の促進 3 乙川や矢作川などの水辺空間の環境や眺望の保全による良好なまちなみ景観の誘導 4 無秩序な開発の抑制による自然環境の保全
防災	1 市街地の耐震化や不燃化の促進 2 防災都市基盤の強化による災害に強い都市づくりの推進 3 土砂災害対策の強化 4 市民・事業者への情報発信や自主防災組織の支援・育成による防災活動の推進 5 復興事前準備の取組みの推進

2-2-2 土地利用※に関する方針

(1) 基本的な考え方

土地利用の分野では、産業振興や良質な居住環境※の形成、秩序ある土地利用を推進するため、次の7つの基本方針を定めます。また、市全体の適切な土地利用誘導を図るため、住宅地や商業地、工業地、自然環境保全地などの用途別の土地利用を配置します。

基本方針	1 地域の特性に応じた良質な居住環境の形成
	2 乙川リバーフロント地区の整備による賑わいと活力の創出
	3 地域の特性に応じた都市機能※の導入・集積による利便性の高い市街地の形成
	4 多様な交流の拡大に資する観光産業交流機能の誘導
	5 産業振興に資する産業用地の確保・誘導
	6 土地利用混在箇所※の相互の調和による操業環境・居住環境の確保
	7 無秩序な市街地拡大の抑制と市街化調整区域※、都市計画区域※外の自然環境の保全

各都市像の目標を達成するための基本方針（土地利用）

都市像	目標	基本方針						
		1	2	3	4	5	6	7
1 新たな活力を創造する都市	1 新たな企業用地確保とその周辺の基盤整備による西三河都市計画区域の拠点としての機能の強化			●		●		
	2 市内企業の産業競争力の向上					●	●	
	3 駅や駅周辺の都市機能強化による産業振興			●	●	●		
2 将来にわたって持続可能な都市	1 コンパクト・プラス・ネットワーク※の取組みによる持続可能な都市構造※への転換		●	●				●
	2 公民連携まちづくり※や既存ストック※の効率的な利活用の推進		●	●	●	●		
	3 地域コミュニティ※の維持	●	●	●	●	●		●
	4 自然環境と調和した都市づくり							●
	5 新技術導入による持続可能な都市の実現		●					
3 住みやすい、住み続けられる都市	1 暮らしやすさと豊かさを実感できる快適な居住環境の創造	●	●	●		●	●	
	2 地域資源を生かした魅力ある生活空間づくりの推進	●	●	●	●			●
4 自然・歴史・文化の趣を実感できる都市	1 地域資源を活用した観光まちづくりの推進		●		●			
	2 賑わい・交流を促進する環境の創造		●		●			
	3 地域資源のリデザイン※による魅力ある公共空間の整備		●		●			
5 安全安心に暮らせる都市	1 防災機能の強化により誰もが安全で安心に暮らせる市街地の形成							●
	2 被害を最小限に抑制するため市民や事業者などと行政が一体となった防災力の強化	●						●

(2) 基本方針の考え方

<基本方針1 地域の特性に応じた良質な居住環境※の形成>

- 多様化する住宅ニーズに対応するため、立地適正化計画の居住誘導区域ではゆとりある居住環境を形成し、居住誘導重点区域、都市機能誘導区域では土地の高度利用※を促進することで、都市的利便性※の高い居住環境の形成を誘導します。
- 地域の特性に応じたまちなみを誘導し、良質な居住環境を保全しながら多様な魅力のある市街地の形成に努めます。
- 魅力ある市街地や暮らしやすく安全で良質な居住環境を形成するため、高度地区※や地区計画※などを活用します。

<基本方針2 乙川リバーフロント地区の整備による賑わいと活力の創出>

- 歴史・文化施設などの既存ストック※を生かして、公民連携による暮らしの質の向上とエリアの価値の向上を図るQURUWA戦略を推進し、中心部の再生、活性化を図ります。

<基本方針3 地域の特性に応じた都市機能※の導入・集積による利便性の高い市街地の形成>

- 都市拠点、準都市拠点、地域拠点、交通拠点といった各拠点の規模に応じ、観光、文化、商業、娯楽、業務、医療、福祉といった多様な都市機能を誘導し、高次都市機能※の集積や日常生活に利便性の高い市街地形成を図ります。
- 各拠点間の公共交通ネットワークの維持・充実を図ることにより、自動車への過度な依存を低減させ、ゆるやかに集約型都市構造へ誘導します。
- 西三河都市計画区域の拠点として、多様な都市機能の集積や土地の高密度化、高度利用※化を促進します。

<基本方針4 多様な交流の拡大に資する観光産業交流機能の誘導>

- 自然・歴史・文化といった地域資源の活用や、広域道路網※を生かした観光産業を創出し、交流人口※の拡大を図ります。
- 交流人口の拡大に必要な都市機能を誘導し、賑わいと活力の向上を図ります。

<基本方針5 産業振興に資する産業用地の確保・誘導>

- 既に大規模な工業用地として土地利用※が進んでいる工業地では、必要に応じて特別用途地区※や地区計画を活用し、工業地としての土地利用の維持・強化を図ります。
- インターチェンジ周辺や幹線道路沿道などの交通利便性が高いエリアや、既に工場が集積している工業地の周辺に、産業のための用地の確保や企業の誘致に努めます。

<基本方針6 土地利用混在箇所※の相互の調和による操業環境・居住環境の確保>

- 土地利用混在箇所において、相互の環境に配慮することで操業環境と居住環境の確保を図ります。

<基本方針7 無秩序な市街地拡大の抑制と市街化調整区域※、都市計画区域※外の自然環境の保全>

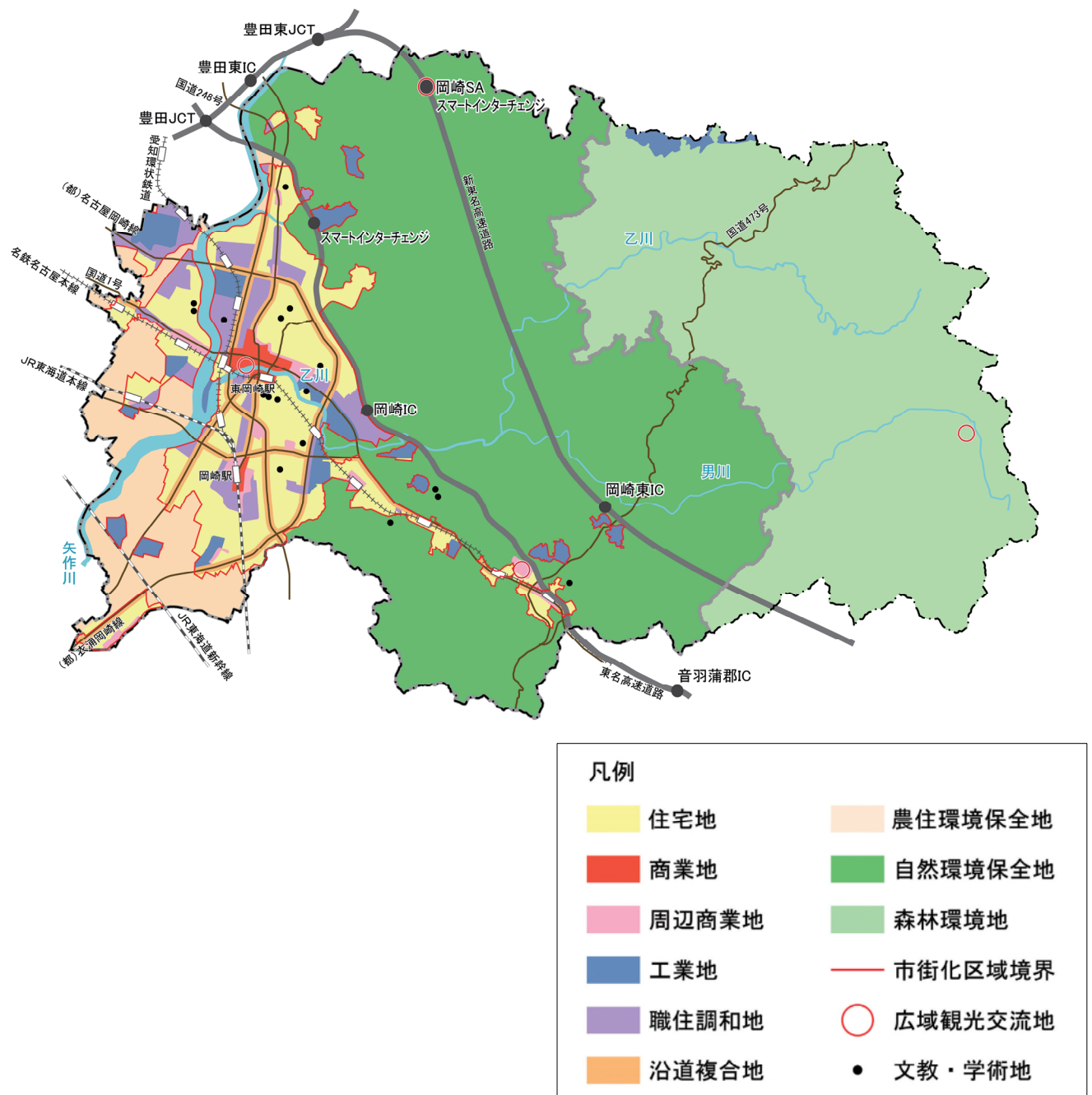
- 市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域として無秩序な開発を抑制し、都市計画区域外も含めて農住環境や自然環境、森林環境の保全を図ります。
- 必要に応じて生活拠点を位置づけて地域のコミュニティの維持を図ります。

(3) 用途別土地利用の配置の方針

将来都市構造を踏まえ、各ゾーン※に応じた土地利用区分を配置し、適切な土地利用※を誘導します。

土地利用区分	配置の方針
住宅地	主に住宅を誘導する地区として、市街化区域※内における既成市街地や低未利用地※などに住宅地を配置します。
商業地	商業や業務、行政、文化、交流などといった多様な機能の集積を誘導すべき地区として、都市拠点に位置づけている鉄道駅周辺に商業地を配置します。
周辺商業地	商業施設と住宅が混在し、各々の機能が調和しながら生活利便性の高い良好な市街地を保全すべき地区として、周辺商業地を配置します。
工業地	工業施設や流通業務施設、研究開発施設などを中心に誘導すべき地区として、郊外部などに工業地を配置します。
職住調和地	工業施設との調和を図りながら良好な居住環境※を保全すべき地区として、工業系用途地域※の中で住宅の立地が進んでいる地域に職住調和地を配置します。
沿道複合地	ロードサイド型の商業・業務施設の集積を誘導する地区として、幹線道路沿いに沿道複合地を配置します。
農住環境保全地	生産の場や市街地周辺の身近な緑地といった、生物の多様性の向上を図りその保全に努める地区として、市域西部と南部を中心に農住環境保全地を配置します。
自然環境保全地	水源の涵養や、森林や農地、河川などの自然環境の保全に努める地区として、市域中央部に自然環境保全地を配置します。
森林環境地	森林の多面的機能※を認識しその保全・活用に努める地区として、市域東部に森林環境地を配置します。
広域観光交流地	多様な交流の拡大に資する広域観光交流施設の立地や機能の充実を図る地区として、広域観光交流地を配置します。
文教・学術地	既存の教育・研究機関を中心に文教・学術地を配置します。

土地利用※に関する方針図



2-2-3 市街地整備※に関する方針

(1) 基本的な考え方

市街地整備の分野では、産業振興や良質な居住環境※の形成などを図るため、次の4つの基本方針を定めます。

基本方針	1 都市拠点などにおける都市機能※の更新や地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成
	2 産業用地の整備
	3 土地区画整理事業※などの確実な推進による良好な市街地の形成
	4 低未利用地※などの利活用の推進

各都市像の目標を達成するための基本方針（市街地整備）

都市像	目標	基本方針			
		1	2	3	4
1 新たな活力を創造する都市	1 新たな企業用地確保とその周辺の基盤整備による西三河都市計画区域の拠点としての機能の強化	●	●		
	2 市内企業の産業競争力の向上		●		
	3 駅や駅周辺の都市機能強化による産業振興	●			●
2 将来にわたって持続可能な都市	1 コンパクト・プラス・ネットワーク※の取組みによる持続可能な都市構造※への転換	●			●
	2 公民連携まちづくり※や既存ストック※の効率的な利活用の推進	●			●
	3 地域コミュニティ※の維持	●		●	●
3 住みやすい、住み続けられる都市	1 暮らしやすさと豊かさを実感できる快適な居住環境の創造	●		●	●
	2 地域資源を生かした魅力ある生活空間づくりの推進	●			●
4 自然・歴史・文化の趣を実感できる都市	1 地域資源を活用した観光まちづくりの推進	●			
5 安全安心に暮らせる都市	1 防災機能の強化により誰もが安全で安心に暮らせる市街地の形成	●		●	●

（２）基本方針の考え方

<基本方針１ 都市拠点などにおける都市機能※の更新や地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成>

- 都市拠点では、魅力ある市街地の形成とまちの活性化、人口減少や高齢化への対応が必要です。広域的な都市機能が集積する拠点形成を促進し、人口の集積を高めることを目的に高密度な市街地形成を図るため、市街地再開発事業※や優良建築物等整備事業※を促進します。

<基本方針２ 産業用地の整備>

- 土地区画整理事業※や地区計画※などにより産業用地の確保を推進し、持続可能な産業構造の構築を進めます。
- 既存ストック※を活用し、また、秩序ある土地利用※を図ることにより、産業の効率化、新産業の誘致に努めます。

<基本方針３ 土地区画整理事業などの確実な推進による良好な市街地の形成>

- 施行中の土地区画整理事業は、着実に事業を進め良好な市街地環境の形成を図ります。
- 建物が密集する市街地の環境改善や新たな市街地形成にあたっては、土地区画整理事業や地区計画などの活用により都市基盤※の整備に努めます。

<基本方針４ 低未利用地※などの利活用の推進>

- 都市基盤が未整備な地区や低未利用地が広がる地区では、土地区画整理事業や地区計画により計画的な市街地整備※を図ります。
- 適切な管理が行われていない空き家は、関係団体や企業などと連携を図りながら計画的に空き家の利活用を促進する対策を実施することで、快適な居住環境※の構築に努めます。
- 都市再生推進法人※の活動による低未利用地の利活用を推進し、都市のスポンジ化※対策に取り組めます。

2-2-4 道路・公共交通に関する方針

(1) 基本的な考え方

道路・公共交通の分野では、広域的な道路整備や公共交通ネットワークの構築などを図るため、次の5つの基本方針を定めます。

基本方針	1 広域道路網※の整備促進、幹線道路網の強化、身近な道路の整備推進
	2 安全で快適な歩行者、自転車通行空間の確保
	3 鉄道やバス、次世代モビリティ※などの連携による公共交通ネットワークの構築
	4 交通結節点の利便性向上のための環境整備、ユニバーサルデザイン※化の推進
	5 都市経営の観点からのインフラ※管理の推進

各都市像の目標を達成するための基本方針（道路・公共交通）

都市像	目標	基本方針				
		1	2	3	4	5
1 新たな活力を創造する都市	1 新たな企業用地確保とその周辺の基盤整備による西三河都市計画区域の拠点としての機能の強化	●			●	
	2 市内企業の産業競争力の向上	●				
2 将来にわたって持続可能な都市	1 コンパクト・プラス・ネットワーク※の取組みによる持続可能な都市構造※への転換	●	●	●	●	
	2 公民連携まちづくり※や既存ストック※の効率的な利活用の推進		●			●
	3 地域コミュニティ※の維持	●	●	●	●	
	5 新技術導入による持続可能な都市の実現			●		
3 住みやすい、住み続けられる都市	1 暮らしやすさと豊かさを実感できる快適な居住環境※の創造	●	●	●	●	●
	3 誰にもやさしい交通環境の整備	●	●	●	●	
4 自然・歴史・文化の趣を実感できる都市	2 賑わい・交流を促進する環境の創造	●	●	●	●	
	3 地域資源のリデザイン※による魅力ある公共空間の整備		●		●	●
5 安全安心に暮らせる都市	1 防災機能の強化により誰もが安全で安心に暮らせる市街地の形成	●	●			●

(2) 基本方針の考え方

<基本方針1 広域道路網※の整備促進、幹線道路網の強化、身近な道路の整備推進>

- 経済活動の効率性の向上を図るため、関係機関へ働きかけ、名古屋三河道路や西三河南北道路など、新たな広域道路網の整備・構築を促進します。（広域的な都市構造※のイメージ図）
- 市内間、市内外の円滑で快適な移動を実現し、広域連携、地域連携を強化するため、関係機関に働きかけながら、道路交通網の強化を促進します。
- 市内の円滑な自動車交通の実現に向けて、市街地の道路整備の進行状況や緊急性などを考慮しながら、必要に応じて、計画の変更、新規路線の追加、廃止といった都市計画道路※網の見直しを進めます。（都市計画道路見直し方針図）
- 防災ネットワーク※を形成し災害に強い都市づくりを進めるため、国道1号などの緊急輸送道路※の無電柱化や未整備区間の整備、橋りょうなどの構造物の耐震化を促進します。
- 広域交流や産業活動の活性化を図るため、東名高速道路や新東名高速道路のスマートインターチェンジ※やその周辺道路の整備を促進します。
- 市内各所に存在する渋滞箇所の解消に向け、関係機関と連携しながら円滑な交通の確保、充実を図ります。
- 渋滞の原因となる踏切など道路混雑の課題の解消に向け、関係機関と連携し、立体交差化や周辺道路の整備といった幅広い対策を検討します。
- 市街化区域※外では生活利便性や交流機会の向上を図るため、必要に応じて関係機関に働きかけながら、市内各地へ連絡する道路などの整備を促進します。
- 市民が使いやすい生活に密着した道路の整備を推進します。

<基本方針2 安全で快適な歩行者、自転車通行空間の確保>

- 歩行者や自転車の通行空間の確保を検討し、通勤・通学や、買い物、サイクリングなどの日常生活において誰もが安全で安心に移動できる道路空間を整備促進します。
- まちなかを車中心から人中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、健康的に多様な活動を繰り広げられる場へと変える取組みを進めるウォークアブルなまちづくりを推進します。

<基本方針3 鉄道やバス、次世代モビリティ※などの連携による公共交通ネットワークの構築>

- 鉄道、バス、タクシーといった公共交通は、市民生活や来訪者に必要不可欠なインフラ※であるため、立地適正化計画や地域公共交通網形成計画に基づき、引き続き維持、活性化に取り組めます。
- MaaS※やITS※などの新技術を活用し、過度に自動車に頼ることなく生活できるよう公共交通による各拠点などへのアクセス利便性を高めます。

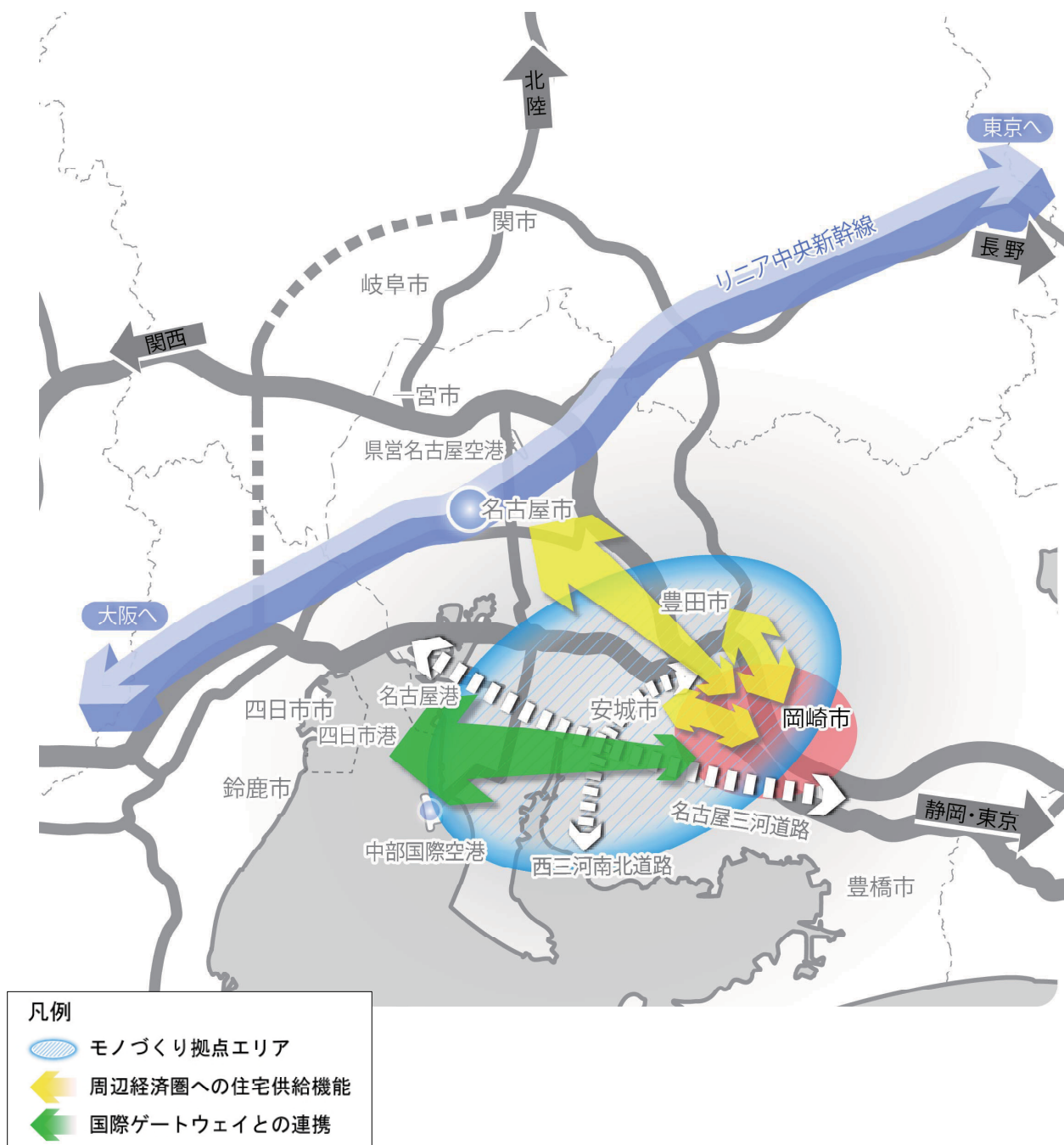
<基本方針4 交通結節点の利便性向上のための環境整備、ユニバーサルデザイン※化の推進>

- リニア中央新幹線開業を見据え、鉄道駅周辺の賑わいと居住に対応するため、主要な鉄道駅の機能強化を促進します。
- 訪れる人が使いやすい駅とするため、適切な駐車施設の整備を誘導、促進します。
- 誰もが使いやすいユニバーサルデザインに配慮し、駅前広場や交通広場、自由通路などの交通結節点の整備や機能強化を推進します。

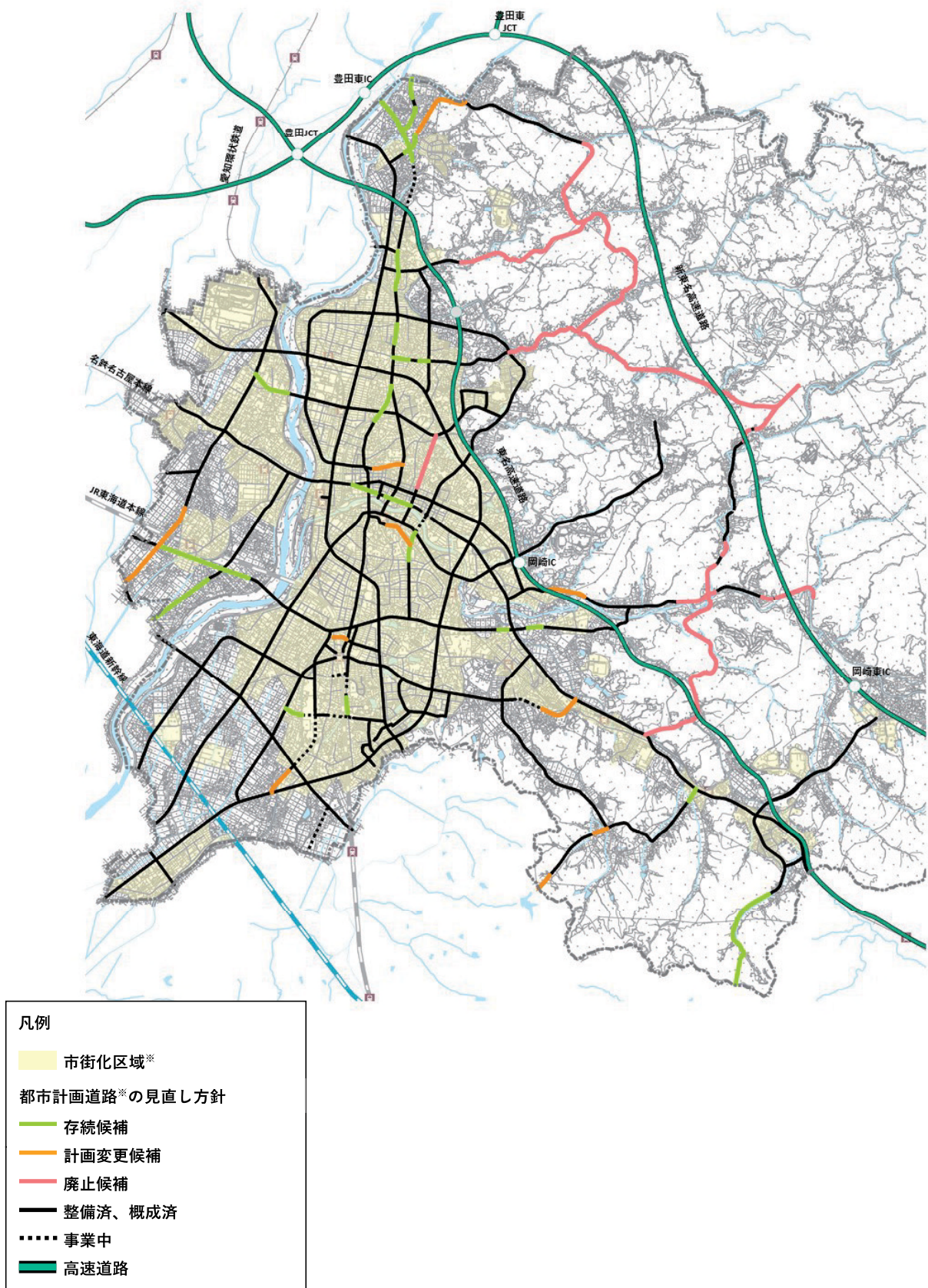
<基本方針5 都市経営の観点からのインフラ※管理の推進>

- トンネルや横断歩道橋、橋りょうなどの道路構造物は、予防保全の観点から公共施設等総合管理計画に基づき個別施設計画を策定し、コスト縮減や必要経費の平準化を図りながら、引き続き適切な維持管理に取り組めます。
- 公民が連携した道路の利活用を推進し、賑わいと交流に資する道路空間の確保、管理に取り組めます。

広域的な都市構造※のイメージ図



都市計画道路※見直し方針図



コラム ウォーカブルなまちづくり

世界の多くの都市では、まちなかを車中心から人中心への空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変する取組みが進められています。これらの取組みは、人中心の豊かな生活空間を実現させるだけでなく、地域消費や投資の拡大、観光客の増加や健康寿命の延伸、孤独・孤立の防止の他、様々な地域課題の解決や新たな価値の創造につながります。国土交通省では、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指して、2019年からウォーカブルなまちづくりの推進を地方自治体と共に推進しています。

本市では、「ウォーカブル推進都市」として、居心地がよく歩きたくなるまちなかづくりに取り組んでいます。例えば、道路再構築事業として、康生通りの約300mの区間などで、エリアマネジメント※を行う都市再生推進法人を指定し、オープンカフェなどの道路空間を利活用する民間取組みの事業化と、それに併せた道路空間再配置を含めたプロジェクトなどを「QURUWAプロジェクト」として取り組んでいます。



道路空間活用社会実験の様子

2-2-5 公園・緑地に関する方針

(1) 基本的な考え方

公園・緑地の分野では、計画的な公園・緑地の維持管理・利活用などを図るため、次の4つの基本方針を定めます。

基本方針	1 生活に密着した公園の整備推進
	2 風致地区※や生産緑地※、社寺林などの自然環境の保全
	3 長期未整備の都市公園の計画の見直し
	4 公民連携も含めた適切な維持管理・利活用の推進

各都市像の目標を達成するための基本方針（公園・緑地）

都市像	目標	基本方針			
		1	2	3	4
2 将来にわたって持続可能な都市	1 コンパクト・プラス・ネットワーク※の取組みによる持続可能な都市構造※への転換	●		●	
	2 公民連携まちづくり※や既存ストック※の効率的な利活用の推進	●			●
	3 地域コミュニティ※の維持	●		●	●
3 住みやすい、住み続けられる都市	1 暮らしやすさと豊かさを実感できる快適な居住環境※の創造	●		●	●
	2 地域資源を生かした魅力ある生活空間づくりの推進	●	●		●
4 自然・歴史・文化の趣を実感できる都市	1 地域資源を活用した観光まちづくりの推進	●	●		
5 安全安心に暮らせる都市	1 防災機能の強化により誰もが安全で安心に暮らせる市街地の形成	●	●		

（２）基本方針の考え方

<基本方針１ 生活に密着した公園の整備推進>

- 市民が住み続けられる良質な居住環境※を創造するため、市民の身近にあり安心して利用できる公園を確保します。

<基本方針２ 風致地区※や生産緑地※、社寺林などの自然環境の保全>

- 快適で風格を感じられるまちを目指すため、これまで受け継いできた自然・歴史・文化などの身近な自然環境を保全します。
- 自然環境が有する多様な機能を活用し持続可能で魅力ある都市づくりを進めるため、都市農地をはじめとする市街化区域※内の緑地の保全に努めます。

<基本方針３ 長期未整備の都市公園の計画の見直し>

- 人口減少、市の財政状況、施設の必要性を考慮した上で、公園整備計画の適切な見直しを行います。

<基本方針４ 公民連携も含めた適切な維持管理・利活用の推進>

- 維持管理費などの市の財政負担軽減と、市民の地域への愛着の醸成を目指し、公民連携も含めた維持管理・利活用に取り組めます。

コラム グリーンインフラ※

グリーンインフラとは、自然環境が有する機能を社会における様々な課題（防災・減災、環境問題、地域振興）の解決に活用しようとする考え方です。

そのグリーンインフラの一つである都市農地は、従来の「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」として位置づけが大きく転換されています。それにより近年、生産緑地などの都市農地の保全に対する制度も変わりました。

本市は、1992年から生産緑地制度により都市農地の保全に取り組んでおり、2020年末現在、約77.5haの市街化区域内の農地が生産緑地地区に指定されています。

生産緑地は、持続可能な都市づくりや都市住民の豊かで潤いのある生活環境※の保全・創出を図るため、農業生産機能のほか、良好な都市環境の形成、災害時の防災空間（避難場所・延焼防止）など多様な機能を発揮することが期待されています。

この生産緑地は、2022年で指定から30年を迎えます。こうしたことから本市では、特定生産緑地制度を積極的に活用するなどにより、生産緑地をグリーンインフラとして保全・活用を図っていきます。



市内の生産緑地地区

2-2-6 河川・上下水道に関する方針

(1) 基本的な考え方

河川・上下水道の分野では、計画的な河川・上下水道の整備、維持管理などを図るため、次の5つの基本方針を定めます。

基本方針	1 治水・浸水対策の強化
	2 河川の良い水質の確保
	3 自然環境に配慮した川づくり
	4 親水性の高い水辺空間の創出と活用
	5 施設の適切な維持管理と計画的な更新

各都市像の目標を達成するための基本方針（河川・上下水道）

都市像	目標	基本方針				
		1	2	3	4	5
1 新たな活力を創造する都市	3 駅や駅周辺の都市機能※強化による産業振興			●	●	
2 将来にわたって持続可能な都市	2 公民連携まちづくり※や既存ストック※の効率的な利活用の推進			●	●	●
	3 地域コミュニティ※の維持				●	●
	4 自然環境と調和した都市づくり	●	●	●	●	
3 住みやすい、住み続けられる都市	1 暮らしやすさと豊かさを実感できる快適な居住環境※の創造	●	●			●
	2 地域資源を生かした魅力ある生活空間づくりの推進		●	●	●	
4 自然・歴史・文化の趣を実感できる都市	1 地域資源を活用した観光まちづくりの推進		●	●	●	
	2 賑わい・交流を促進する環境の創造				●	
5 安全安心に暮らせる都市	1 防災機能の強化により誰もが安全で安心に暮らせる市街地の形成	●		●		●

(2) 基本方針の考え方

<基本方針1 治水・浸水対策の強化>

- 河川や上下水道の整備などのハード対策や、災害リスクの周知などのソフト対策による大雨からのちとくらしを守る取組みを進めます。

<基本方針2 河川の良好な水質の確保>

- 下水道事業計画区域内の未普及地域における整備や下水道施設の適切な維持管理により、河川の良好な水質を確保します。
- 河川の水質を改善するため合併処理浄化槽※の普及促進を図ります。

<基本方針3 自然環境に配慮した川づくり>

- 自然環境の一体的な保全を実現するため、周辺の森林や農地を保全する川づくりを推進します。

<基本方針4 親水性の高い水辺空間の創出と活用>

- 賑わいのある水辺空間を創出するため、その活用を見据えた整備を推進します。

<基本方針5 施設の適切な維持管理と計画的な更新>

- 個別施設計画に基づきコスト縮減や必要経費の平準化を図りながら、引き続き適切な維持管理に取り組めます。

2-2-7 景観・自然環境に関する方針

(1) 基本的な考え方

景観・自然環境の分野では、景観形成と自然環境の保全などを図るため、次の4つの基本方針を定めます。

基本方針	1 景観計画に基づく歴史・文化資源や景観の保全
	2 歴史・文化資源のネットワーク化による観光振興の促進
	3 乙川や矢作川などの水辺空間の環境や眺望の保全による良好なまちなみ景観の誘導
	4 無秩序な開発の抑制による自然環境の保全

各都市像の目標を達成するための基本方針（景観・自然環境）

都市像	目標	基本方針			
		1	2	3	4
1 新たな活力を創造する都市	3 駅や駅周辺の都市機能※強化による産業振興	●	●	●	
2 将来にわたって持続可能な都市	2 公民連携まちづくり※や既存ストック※の効率的な利活用の推進	●	●	●	
	3 地域コミュニティ※の維持	●	●	●	
	4 自然環境と調和した都市づくり	●	●	●	●
3 住みやすい、住み続けられる都市	2 地域資源を生かした魅力ある生活空間づくりの推進	●	●	●	●
4 自然・歴史・文化の趣を実感できる都市	1 地域資源を活用した観光まちづくりの推進	●	●	●	
	2 賑わい・交流を促進する環境の創造	●	●	●	
	3 地域資源のリデザイン※による魅力ある公共空間の整備	●	●		
5 安全安心に暮らせる都市	1 防災機能の強化により誰もが安全で安心に暮らせる市街地の形成				●
	2 被害を最小限に抑制するため市民や事業者などと行政が一体となった防災力の強化				●

(2) 基本方針の考え方

<基本方針1 景観計画に基づく歴史・文化資源や景観の保全>

- 景観計画に基づき、地域固有の歴史的風致の維持向上や良好な景観形成により、魅力の高い市街地を形成します。

<基本方針2 歴史・文化資源のネットワーク化による観光振興の促進>

- 点在する多彩な歴史・文化資源のネットワーク化を図り、市民や来訪者の回遊性を向上させ、地域の活性化、エリアの価値の向上につなげます。

<基本方針3 乙川や矢作川などの水辺空間の環境や眺望の保全による良好なまちなみ景観の誘導>

- 本市を特徴づける資源である水辺空間は、眺望も含めたその環境を保全し、良好な景観を誘導します。

<基本方針4 無秩序な開発の抑制による自然環境の保全>

- 森林や農地の多面的機能※を認識し、無秩序な開発を抑制することで豊かな自然環境を保全します。

2-2-8 防災に関する方針

(1) 基本的な考え方

防災の分野では、市民の安全で安心な居住環境※の確保などを図るため、次の5つの基本方針を定めます。

基本方針	1 市街地の耐震化や不燃化の促進
	2 防災都市基盤の強化による災害に強い都市づくりの推進
	3 土砂災害対策の強化
	4 市民・事業者への情報発信や自主防災組織の支援・育成による防災活動の推進
	5 復興事前準備の取組みの推進

各都市像の目標を達成するための基本方針（防災）

都市像	目標	基本方針				
		1	2	3	4	5
2 将来にわたって持続可能な都市	3 地域コミュニティ※の維持				●	●
5 安全安心に暮らせる都市	1 防災機能の強化により誰もが安全で安心に暮らせる市街地の形成	●	●	●	●	●
	2 被害を最小限に抑制するため市民や事業者などと行政が一体となった防災力の強化	●	●	●	●	●

コラム 防災都市づくりの推進

阪神・淡路大震災、東日本大震災の被害や復興まちづくりの状況を踏まえると、いつ起こるかわからない大規模な災害に備え、「防災・減災」を意識した都市づくりを進めることが必要です。

本市では、南海トラフ地震などの大規模地震時に想定される建物倒壊や火災延焼などの災害危険の評価を行い、その結果の公表や、延焼危険性の高い町内会でのワークショップなどをおして、市街地の防災上の課題と対応策について検討を行ってきました。

こうした取組みを踏まえ、地震災害に対する市街地の防災性を高めるための取組みを整理した岡崎市防災都市づくり計画を2019年に策定・公表し、自助・共助・公助の役割分担のもとでハード・ソフト対策を組合せた「災害に強い空間づくり」「災害時の避難や応急活動を支える空間づくり」を進めています。



岡崎市防災都市づくり計画

(2) 基本方針の考え方

<基本方針1 市街地の耐震化や不燃化の促進>

- 火災や大規模地震に備え、市街地の被害を最小限に抑えるために、建物の耐震化や不燃化を進め、防災都市づくり計画に基づき、防災・減災に関する空間づくりに取組みます。
- 大規模盛土造成地では、造成宅地防災区域の指定を検討するため、地震に対する安全性の確認や確保を目的とした変動予測調査を推進します。

<基本方針2 防災都市基盤の強化による災害に強い都市づくりの推進>

- 災害発生時に被害を最小限に抑えるため、延焼遮断や避難路、避難地として機能する道路や公園など既存の都市基盤※の強化を推進します。
- 避難や救助、物資輸送などの応急活動に必要な緊急輸送道路※の無電柱化などの整備促進や、防災拠点の耐震化などを進めます。

<基本方針3 土砂災害対策の強化>

- 土砂流出を防止する機能を有する森林の保全に努めるとともに、砂防指定地※や急傾斜地崩壊危険区域※における災害防止施設の整備を促進します。
- 山間部の土砂災害が危惧される地域では、治山・砂防事業などのハード対策を促進します。

<基本方針4 市民・事業者への情報発信や自主防災組織の支援・育成による防災活動の推進>

- 市民や事業者などと行政が協力し被害を最小限に抑えるため、防災体制の強化やソフト対策により市民の防災意識の向上を図ります。

<基本方針5 復興事前準備の取組みの推進>

- 災害発生前から防災に関する計画づくりやハード・ソフト対策を推進するとともに、市民や事業者などとともにまちの防災性を向上させる取組みを促し、災害に強く、早急な復旧・復興ができる都市を目指します。

コラム 防災と連携した流域治水のまちづくり

国土交通省では、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を集中的に講じることとして、水害や集中豪雨などに対応した総合的な土砂・火山災害対策の推進、地域における総合的な防災・減災対策、老朽化対策などに対する集中的支援を実施しています。

しかし近年、水害の頻発化や激甚化が顕著になっており、堤防強化やダム整備といったハード面だけでは計画を上回る豪雨に対応しきれないため、土地利用※の在り方や避難体制の強化も含めて被害を軽減する「流域治水」を掲げ、防災とまちづくりの連携を検討しています。

具体的には、防災部局が持つ洪水の浸水想定区域※や土砂災害警戒区域※、ハザードの時系列情報や頻度情報などを整理し、関係部署間で共有します。そのうえで、災害情報と人口分布、医療施設、避難施設などの関係を評価し、都市構造※上の位置づけや必要性、災害リスクを勘案したなかで具体的な防災対策（例えば中心部では建築物の浸水対策を講じるが、河川近傍では住宅の移転を促すなど）について、住民と合意形成を図りつつ流域治水の方針について検討を進めています。



資料：国土交通省 HP「流域治水の施策のイメージ」